

演題「多極化の中で」

アジテイト

かつて六十有余年前のことです。アジアにおいてある戦争がありました。

タイの元首相は、その戦争と、その戦争を戦った国について、かく申しております。

「日本が大東亜戦争を戦ったことによって、その母の体は傷ついてしまった。しかし、そこからはたくさんの新しいアジアの国々が誕生したのである」と。

戦後、我が国は再びアジアへと帰りゆき、我が国はアジア諸国と長らく繁栄を共にして参りました。しかし、アジア地域においては平和的な秩序が崩れつつあり、軍事的な衝突が多くなってきているのです。なぜ我々はアジアの同胞であると分かり合い、「共存共和」の理想の下に、互いの存在を認め合うことが出来ないのか。

本弁論の目的は、東アジア地域の秩序安定化の方策を提言することにある。

問題意識

私の問題意識は、東アジアの平和的な秩序が崩れつつあることとあります。我が国の位置する東アジア地域においては、域内各国による軍事的な衝突が増加し続けているのです。

とりわけ、軍事的な行動を活発化させているのは中国であります。中国は著しい国力の増大によって、周辺諸国に対して軍事的な圧力を加え続けております。そしてそれは東シナ海における我が国との尖閣諸島問題、南シナ海における ASEAN 諸国との領土紛争となって現れているのです。

現状分析

中国は経済を著しく発展させており、また軍備拡張にも余念がありません。中国は、過去 10 年間で公表している軍事費に限っても 3 倍の額にまで増額させました。中国は、それらの膨大な軍事費を中心的に海軍戦力に投入しております。中国の著しい海軍戦力の拡大は、周辺諸国との海洋におけるパワーバランスを中国に優位なものとする。それが中国の軍事的な行為となって顕著に表れ、南シナ海、東シナ海において、周辺諸国との軋轢が増しつつあるのであります。

東シナ海における、我が国との尖閣諸島問題。つい先日も、中国の潜水艦が沖縄県久米島沖の接続水域へ進出し、海上自衛隊へ「海上警備行動」を発令しかけるところまで参りました。度重なる中国漁船や「海監」や「漁政」といった中国の海上保安組織の出没と領有権主張は絶えることがありません。

ベトナム、フィリピンとの南シナ海の島々を巡る争い。ベトナムは2度の戦争によって、中国に領土を奪われました。フィリピンは中国によって一方的に領土を占拠されました。それらの国々は毎年 100 名規模の漁民が中国の海上保安組織によって拿捕されているのです。それらの海域はかつて中国のものではなかったのです。

南シナ海において、「南シナ海の行動規範」を採択しようという動きがアセアン諸国側からあります。「南シナ海の行動規範」とは、国家間の問題の解決を軍事力を以て解決することを禁止する協定であります。だが、しかし中国は国際的な法規範に縛られることをよしとせず、未だ法的な拘束力の持つ「行動規範」の採択へと舵を切らない。そして、中国は周辺の海洋部において強圧的な行為を繰り返しているのです。

原因分析

なぜ中国の軍事的な行為が増加し続けているのでありましょうか。それは偏に周辺諸国の中国に対する抑止力が不足しているからであります。

そして、ASEAN 諸国は海上の防衛能力が大変弱いものとなっております。その能力とは、自国の領海へ押し寄せる相手国の艦船を攻撃あるいは取り締まる能力なのであります。それらの能力の欠如によって、ASEAN 諸国の領海に対する実効支配が弱まっている状況にあるのです。

外交は軍事、経済といったパワーの裏付けがなければ有効に機能しない。力の弱いものが力の強いものへ対して何かを強制させるということは困難なのであります。ASEAN 側から提起された、平和的な「行動規範」が中国に受け容れられないのも、偏に ASEAN 諸国のパワー不足に起因しているということが言えるのでありましょう。

ASEAN 諸国側のパワー不足は地域秩序の安定化を阻む要因となるのです。東アジア地域が中国の軍事的優位で推移していくならば、中国の海洋における軍事的な圧力は高まり、地域秩序は不安定の様相を示し続けていくことは避けられないのであります。

解決の方向性

東アジア地域における海洋の平和的な秩序を維持するためには、紛争の軍事的な解決を禁止する「海洋における行動規範」を中国側にも取り入れさせる必要があります。そしてその「行動規範」の範囲が南シナ海から東シナ海へと拡大発展させたものであることによって、我が国を含めた東アジアにおいて平和的な秩序を維持しうるのであります。そのためには、関係国間におけるパワーの均衡が必要となってくるのであります。パワーが均衡し、中国に対する抑止が働くことによって、中国は他国に対して一方的な軍事行為を差し控えざるを得なくなります。そうした状況の下において、周辺諸国は中国を口説き、国際的な規範を制定することが出来るのです。

政策は以下に三つございます。

① 武器技術の輸出

中国と領土問題で相争う ASEAN 諸国は軍事的に脆弱な国々であり、中国と ASEAN 諸国との軍事力の乖離が南シナ海における中国の軍事進出を許しているのです。

従って、それらの国々に対して我が国の武器技術を輸出し、それらの国々の脆弱なパワーを補填致します。

中国の軍事的な圧力が強まっているのは海洋においてであり、海軍力を中心とした武器技術を輸出致します。海上保安を司る巡視艇や、相手国の軍隊の領海への接近を拒否する小規模なミサイル巡視艇、潜水艦戦力などを ASEAN 諸国へ輸出することによって、南シナ海の島々における ASEAN 諸国の実効支配の能力を高めることが出来るのです。

しかし、それにあたって障害となるのが我が国の武器輸出三原則であります。

② 武器輸出三原則の緩和

我が国は平和国家として存立しており、そのため原則として他国に武器を輸出できないとされており、2011 年、野田内閣は武器輸出三原則の基準を緩和致しました。しかし、これは警察組織の能力向上や人道支援に限るとされており、

しかし、それだけではパワーの均衡が保たれない。軍備拡張の著しい中国に対しては、ASEAN 諸国の海上の防衛能力の拡充が目下の急務なのです。輸出許可の判断基準は、パワーバランスに寄与し、以て地域秩序の安定化に資することと致します。

しかし、これだけでは中国との安全保障上の対立が深まってしまうことは必定であります。ゆえに、このリスクを軽減させるべく更なる政策が必要となってくるのです。

③ 周辺諸国との安全保障上の交流深化

パワーバランスによる秩序形成が有効に機能するためには、各国間の信頼醸成が必要です。武器技術を輸出する ASEAN 諸国に加えて、中国と信頼醸成の機会を担保する必要が出て参ります。なぜなら、パワーの均衡の下、周辺諸国との信頼関係を構築することによって地域秩序は安定するからであります。

信頼醸成にあたっては、従来の政府や軍当局間における対話の機会を担保することと、共同訓練の実施を頻繁にすることによって相互の信頼醸成が達成できるのであります。共同訓練は、災害支援や海賊対策といった非伝統的な安全保障上の交流を中心に推進致します。これらは仮想敵国を想定しないために関係各国の信頼醸成に有効なのであります。

終わりに

遙かなアジア。しかしそのアジアたるや我が国の遙か彼方にあるのではない。我が国

はアジアの一隅にあり、我が国はアジアである。この自負と矜持を持ち、アジア地域の秩序安定化へ向けて我が国は働きかけていかねばならないのであります。

ご清聴ありがとうございました。